

JR
バス東北

夏季手当の申し入れを行う

3/26 賃金交渉始まる

3.5ヶ月要求

国労東北自動車支部

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,24
2014.4.6

金改善に
ついて「
の交渉も
合わせて

3月26日(水)支部はバス東北会社
に対し、基準内賃金の3.5ヶ月分の
支払いを柱に申し入れを行いました。
また、すでに申し入れをしていた「申
21号・2014年4月1日以降の賃

行いましたが「減収・減益」を理由
に厳しいものになりました。ちなみ
に昨年の夏季手当は2.45プラス加
算額7万円、契約社員については基
本日額23日×1.87でした。

国労仙地申第 23号
2014年 3月26日

ジェイアールバス東北株式会社
代表取締役社長 諸 積 恒 雄 殿

国鉄労働組合仙台地方本部
執行委員長 大 沼 元

2014年度夏季手当についての申し入れ

世界経済の動きは、引き続き欧州圏の不良債権問題、米国の景気回復への動き、中国経済の安定化など不透明さはあるものの、緩やかに回復の兆しをみせています。

日本経済においても、金融緩和や経済対策など、政府の行なった政策効果により、企業活動に明るさが見えはじめ、デフレ経済からの脱却に近づきつつあるとの見方もされていますが、私たち社員にとっては、景気上昇の実感が乏しい状況にあります。

これに追い打ちをかけるように、来月4月から消費税率が現行より3%引き上げられます。対応策としては、公共事業や企業向け減税が中心であり、家計向け支援は相対的に小規模となっていることをみても、消費税の引き上げは今後、私たちの生活を直撃することになり、将来への不安を更に増長させるものです。

2014年4月1日以降の新賃金改定の回答は未だ示されておりませんが、私たち社員にとって夏季手当は、生活費であるという状況を踏まえ、2014年度夏季手当について、下記の通り申し入れを致しますので、速やかに団体交渉を開催し、誠意ある回答を強く求めます。

記

1. 2014年度夏季手当の支払額は、基準内賃金の3.5ヵ月分を支払うこと。
2. 2014年度夏季手当の支払いについては、6月30日までに支払うこと。
3. 「成績率」の適用については、「増減額」について10/100を限度として改定、実施すること。
4. 契約社員については、社員に準じた取り扱いを行うこと。

会社・一言でいうと減収・減益だ。

代行と不採算のめどが立たなかった部分、貸切りが減った部分のところはある。代行も先が見えてきているし、明るい話題はないというのが現状だ。首都圏を中心とした南東北は良いが北東北の部分は先が見えない。

組合・年末・年始輸送において114%の輸送人員増や雪害などに大きな事故もなく、厳しい状況の中、現場の社員は奮闘している。誠意ある回答を示されたい。

会社・夏季手当の申し入れについては、そう言った趣旨を理解して例年通り夏季手当で示していきたい。今後、教育についても金がかかってくるし、さすがJRバスだと言われるような人材に投資をしていかなければならない。

組合・底辺の底上げをしていかなければダメではないか。今年はいろんなところで上げている。

会社・定期昇給を今までやってきたということを評価されてもいいのではないか。他のバス会社ではほとんどないと思うが。

組合・人が集まらないと言っているわけだし、他社に先駆けてベースアップも必要ではないか。以上